



平成 27 年 10 月 9 日

各 位

会社名 株式会社朝日工業社
代表者名 代表取締役社長 高須 康有
(コード番号 1975 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
総務本部長 池田 純一
(TEL : 03-6891-1252)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 25 年 9 月 4 日に北陸新幹線の設備工事の入札に関して、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立ち入り検査を受け、以降、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日（10 月 9 日）、同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の命令を厳粛に受け止め、役職員一同、更にコンプライアンスの徹底を図るとともに、一日も早く皆様からの信頼を回復するよう努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

北陸新幹線の設備工事の入札に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、当社は、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し社内に周知徹底すること、定期的な研修・監査を実施すること、独占禁止法違反に関与した役職員に対する処分規程を作成する等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 14,670,000 円
納付すべき期限 平成 28 年 5 月 10 日

3. 今後の対応

平成 25 年 9 月 4 日に公正取引委員会による立ち入り検査を受けた後、従前のコンプライアンス体制が機能しなかった原因を検証するとともに、コンプライアンスを徹底させるための体制および方策の整備を進めました。今後もこれらの実効性を確認し、適宜見直しを図ってまいります。

4. 業績への影響

上記課徴金相当額につきましては、平成 26 年 3 月期において特別損失として計上しておりますが、これによる業績への影響は軽微であります。

以 上